九州におけるミカンコミバエ種群誘殺時の対応マニュアル

## 沿革

令和 4 年 3 月 25 日作成 (3 門植第 817 号)

## 第1 趣旨

ミカンコミバエ種群は「植物防疫法施行規則」(昭和 25 年 6 月 30 日付け 農林省令第 73 号)別表二(輸入禁止対象検疫有害動植物)に該当し、万が一 国内にまん延した場合に重大な損害を与えるおそれがあるため、飛来・侵入 の可能性がある九州におけるミカンコミバエ種群の誘殺時に講ずべき措置を 「重要病害虫発生時対応基本指針(平成 24 年 5 月 17 日 24 消安第 650 号農 林水産省消費・安全局長通知)、(以下「基本指針」という。)」に基づき ここに定める。

## 第2 定義

この通知において、「ミカンコミバエ種群」とは、*Bactrocera dorsalis* species complex (以下「本種群」という。) とする。

## 第3 侵入警戒調査の実施

門司植物防疫所(支所及び出張所含む。以下同じ。)及び県は、平時から本種群が侵入した場合に早期に発見できるよう「ミバエ類等侵入警戒調査実施要領」(昭和62年1月26日付け62農蚕第45号農蚕園芸局長通達)、「消費・安全対策交付金実施要綱」(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)及び「消費・安全対策交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通達)に基づく侵入警戒調査を実施する。

なお、侵入警戒用トラップ(以下「トラップ」という。)の設置にあたっては、本種群の侵入の可能性が高いと考えられる地域については、ミバエ類の植物検疫措置に関する国際基準の ISPM No. 26 における密度 0.2 個/km²を参考に、調査地域の地形等を考慮して算出した個数を調査地域内に偏りなく配置する。

- 1 トラップ調査
- (1) トラップ型:スタイナー型
- (2) 誘引剤:メチルオイゲノール・キュウルア混合剤(月1回交換)
- (3)調査回数:月2回

#### 2 寄主果実調査

本種群の侵入の可能性の高い地域においては、年2回、本種群の寄生の 有無を確認する調査(以下「寄主果実調査」という。)を行い、幼虫の有 無を確認する。

## 第4 事前の準備

1 資材の確保

門司植物防疫所は、本種群の誘殺に備え、発生確認調査及び初動防除に供する資材の確保に努める。

なお、初動防除に使用する誘殺板及びベイト剤については、平時よりそれぞれを門司植物防疫所で備蓄する。

2 資材の一時保管

門司植物防疫所は、交通機関等が限定され、周辺の誘殺状況等から飛来 リスクが高いと考えられる島しょ部においては、初動防除を迅速に実施す るため防除資材の一時的な保管等について県と協議する。

3 情報の共有

県、門司植物防疫所及び消費・安全局植物防疫課(以下「植物防疫課」という。)は、トラップの設置場所及び初動防除に供する資材の備蓄数等の情報を共有する。

#### 第5 同定

門司植物防疫所又は県は、侵入警戒調査等で本種群と疑われるミバエを発 見した場合、基本指針第4の2に基づき、以下のとおり同定を行う。

なお、風評被害を防止するため、情報の取り扱いには注意するものとする。

#### 1 同定

- (1) 門司植物防疫所又は県は、本種群と疑われるミバエを発見した場合は 速やかに同定を行う。併せて、調査票(別記様式)に発見年月日、発見 場所等の採取データを記録する。
- (2)標本の輸送等に関しては、以下のことに留意する。

## ア 標本の送付

同定のためにミバエを輸送する場合、原則として殺虫して輸送するが、幼虫等を生きた状態で取り扱う必要がある場合は、輸送中に散逸 しないよう厳重に包装する。

なお、県又は市町村が植物防疫所に同定を依頼する場合には、ミバエの画像データを送付するとともに、標本に調査票を添えて輸送する。

ただし、島しょ部等標本の輸送に時間を要する場合、門司植物防疫 所は標本の到着を待たずに画像による同定結果に基づき、第6の現地 対策会議を招集し、第6の5について協議する。

## イ 標本の保管

同定を行った門司植物防疫所又は県は、同定の結果に関わらず、標本を採取データとともに、原則として本種群の誘殺又は発生が終息したと判断されるまでの間、保管する。

## 2 同定結果の共有

- (1) 門司植物防疫所及び県は、同定結果について速やかに相互に情報共有 するとともに、門司植物防疫所は、必要な情報を添えて植物防疫課及び 九州農政局に報告する。また、同定の結果、本種群であることが判明し た場合、県は、関係機関、市町村及び団体等へ連絡する。
- (2) 同定の結果、本種群であることが判明し、それが当年度初確認である場合、門司植物防疫所又は県は、基本指針第4の3に規定する発見の報告を行う。

なお、発見及び同日中の同定が困難な場合、門司植物防疫所は、基本 指針第4の1の(3)の報告を行う。

## 第6 現地対策会議の設置

1 門司植物防疫所は、第5で発見されたミバエが本種群と確定され次第速やかに関係機関による「ミカンコミバエ種群発見に係る現地対策会議」(以下「現地対策会議」という。)を設置する。

現地対策会議の議長は、原則として門司植物防疫所の国内検疫を担当する統括植物検疫官又は支所長とする。

- 2 現地対策会議の構成は以下を参考とする。なお、招集する関係機関の範囲は第7の1の(1)の調査対象地域を担当する機関とし、必要に応じて農業団体等の関係者、隣接する地域を担当する機関及び九州農政局担当課を含める。
- (1) 県庁担当課
- (2) 県病害虫防除所
- (3) 県関係機関
- (4)市町村担当課
- (5)門司植物防疫所
- 3 議長は、初誘殺確認時等、必要に応じて現地対策会議を招集し、運営する。

- 4 議長は、現地対策会議により発生確認調査が開始されるまでの期間について、門司植物防疫所及び県に対して、本種群が発見された地点又はその周辺におけるトラップの増設や調査間隔の短縮等を求めることができる。
- 5 現地対策会議では、以下の(1)及び(2)について情報共有を図り、(3)から(6)について協議する。
- (1)発見までの経緯 発見地点及びその周辺における調査状況等
- (2)発見地点周辺の環境本種群寄主植物の分布・栽培状況(経済栽培がある場合は果実の出荷時期)及び地理的環境・交通条件等
- (3) 初動対応に関する具体的内容及び役割分担
- (4)調査日程及び必要な人員・車両等の調整
- (5) 地域住民・農業者団体等への説明時期及び方法
- (6) その他基本指針第5の1に規定する発生状況等の調査に必要な事項

## 第7 初動対応

1 発生確認調査

本種群の発見に対し、誘殺・寄生状況及びその原因を調査し、発見地点 周辺における本種群の発生状況を把握するための情報を集積する。

- (1)調査対象地域
  - ア 調査対象地域は最初の発見地点(以下「初発見地点」という。)か ら半径 5 km 円内の地域とする。
  - イ 初発見地点で再度誘殺された場合は、原則として調査対象地域は拡 大しない。
  - ウ 初発見地点以外の地点で新たに発見された場合は、連続的又は広範囲での入り込みが予想されることから、新たに発見された地点を中心として半径 5 km 円の調査対象地域を設ける。
  - エ 複数の調査対象地域が重複した場合、それぞれを独立したものとして扱うが、調査対象地域が重複する部分のトラップは共有する。
- (2)調査実施者

調査は、現地対策会議の協議に基づき、門司植物防疫所と県が緊密に連携して一体となり、関係市町村等の協力を得ながら実施する。なお、 県は九州農政局と調査計画等を共有し、必要に応じて消費・安全対策交付金の活用について協議する。

(3)調査方法

発生確認調査は、誘引剤を用いて本種群の誘殺の有無を確認する調査 (以下「トラップ調査」という。)及び寄主果実調査により行い、原因 調査は聴き取り調査を含む情報収集及びその解析により行う。

## ア トラップ調査

- (ア) 使用するトラップの種類及び誘引剤
  - a トラップは原則としてスタイナー型とし、必要に応じてマックファイル型の併設を検討する。なお、スタイナー型に替えて、ジャクソン型等有効なトラップも使用することができる。
  - b 誘引剤は、スタイナー型及びジャクソン型の場合はメチルオイゲ ノール単剤又はメチルオイゲノール・キュウルア混合剤とし、 4 週間毎に交換する。マックファイル型の場合は蛋白加水分解物と し、2週間に1回以上交換する。

## (イ)調査基準

トラップの設置及び調査間隔は以下のとおりとする。これらトラップの配置は、寄主植物の有無、環境、地形及び既設トラップの配置等を考慮の上設置する。設置にあたっては、地図上で可能な限り均等になるように選定し、設置後は衛星測位システム(GPS)受信機などを活用し、門司植物防疫所は県等の協力を得ながら、設置地点を記した調査用地図を作成する。

## a トラップ設置数

## (a) 誘殺直後

発見地点から半径 5 km 円内の地域に、35 個以上の設置を目標とする。なお、水域等の明らかに寄主植物が存在しない区域がある場合には、その面積分を減ずることができる。

#### (b) 誘殺7週目以降

調査開始から調査6週目までに誘殺が確認されなかった場合、 7週目以降は発見地点から半径5km円内のトラップ数を15個まで減ずることができる。

なお、最初の誘殺地点から半径 5 km 円内の地域で新たな誘殺があった場合、新たな誘殺地点から半径 5 km 円内は(a) のとおりとする。

#### b 調査間隔

調査間隔は、調査開始後2週間は週2回、3週間目から6週間目までは週1回とし、その後は2週間に1回とする。

ただし、調査対象地域内に設置したトラップへの誘殺又は再誘

殺があった場合は、本種群の最終発見地点から半径 5 km 円内にあるトラップについて、最終発見日を起点として調査間隔を週 2 回から再設定する。

#### イ 寄主果実調査

寄主果実調査は、本種群の寄主植物の熟果を主体とし、その他傷果、落下果、腐敗果及び奇形果を採取し、原則として以下に示す条件下で保管後寄生の有無を確認することにより行う。寄主果実の採取場所は、地域的に偏りのないように選定し、採取後は衛星測位システム(GPS)受信機などを活用し、門司植物防疫所は県等の協力を得ながら、採取地点を記した調査地図を作成する。

## (ア)調査範囲

調査範囲は、原則として発見地点から半径2km円内とする。

## (イ)調査実施時期

調査実施時期は、原則として誘殺直後及び2~4週間後を目安に それぞれ1回計2回実施する。ただし、誘殺までの2週間以内に2 (2)イ(イ)の寄主果実除去を行った地域は本調査を省略できる。

## (ウ) 保管

a 採取した果実は、ミバエが散逸するおそれのない果実保管調査 室等において、22~28℃で5日間以上保管した後、全てについて 切開調査を実施する。

ただし、ミバエの寄生が疑われるか又は果実の腐敗が著しい等の状況に応じて、適宜切開調査を実施できる。

- b 果実保管調査室等は、原則として門司植物防疫所に置く。
- c ミバエの幼虫又は蛹が発見された場合、原則として成虫が羽化 するまで飼育及び保管を継続する。

## (エ)調査にあたっての注意事項

- a 採取果実の輸送及び保管調査中における本種群の散逸防止については、厳重な注意を払い対応する。
- b その他の事項については、別添資料 1「ミカンコミバエ種群寄主 果実調査の採果にあたっての実務参考資料」を参照する。
- c 園地及び民家の庭先等で栽培されている寄主果実を採取する必要がある場合、県及び市町村は連携して住民に協力を要請する。

#### ウ 原因調査

本種群が発見された原因を解明するため、門司植物防疫所は必要に 応じ以下の項目等について調査する。

- (ア)発見地点周辺の地域における発生国(地域)からの寄主果実の持ち込みの有無等についての聴き取り
- (イ)発見地点周辺の地域における発生国(地域)からの外港船(機) 等の入港の有無(外国漁船等の近海での操業及び悪天候等による沿 岸部への避難、接近等を含む。)
- (ウ) 寄主果実の沿岸部への漂着の有無
- (エ) 風等の気象要因による発生国(地域)からの飛来の可能性を分析 するための気象データ等
- (オ) 国内における誘殺状況

## (4)調査期間

ア 調査期間は、本種群の最終発見日を起点として、原則として3世代相当期間終了時までとする。

ただし、2の(2)の初動防除の強化対象地域を除き、(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たす場合には、現地対策会議において協議の上、調査を終了する。

- (ア) 2世代相当期間終了時まで発生が認められず、更に調査対象地域 の近隣の気象観測地点における日最高気温の月別平均値(平年値) が13℃以下の月の前月まで発生が認められない場合。
- (イ)日最高気温の月別平均値(平年値)が13℃以下の月を挟んで2世代相当期間発生が認められない場合。
- イ トラップ調査は、日最高気温の月別平均値(平年値)が 15.5℃以下の月においては、トラップ設置数を半径 5 km 円内に 15 個まで減じ、調査開始 2 週目までの調査間隔を週 1 回とする。また、日最高気温の月別平均値(平年値)が 13℃以下の月には調査を休止することができる。ただし、最終発見日から 6 週目までの調査を実施している地域及び初動防除を強化している地域については、必要に応じて調査対象地域を市町村ごと等に分割し、調査を継続する。
- ウ 調査期間は、調査対象地域ごとに設定できるものとする。
- (5)発見されたミバエ類の同定

ミバエ科が発見された場合は、第5の1に基づき速やかに同定を行う。 なお、幼虫及び蛹の同定に当たっては、必要に応じて遺伝子診断法に よる解析を活用する。

#### 2 初動防除

初動防除は門司植物防疫所及び県が緊密に連携して一体となり、関係市 町村等の協力を得ながら実施する。 なお、防除対象地域の地理的条件、気象条件等を考慮し、現地対策会議 において協議した上で、実施時期等については柔軟に対応する。

## (1) 初誘殺確認直後

本種群の誘殺を確認した地域において、現地対策会議が防除対象地域の地理的条件、気象条件及び寄主植物の植栽状況等を考慮し、初動防除の実施が必要と判断した場合は1に掲げる発生確認調査と並行して、別添資料2「ミカンコミバエ種群の誘殺・発生が確認された場合の防除参考資料」を参考に、第4の1に掲げる資材を活用して以下の初動防除を速やかに行い、まん延防止を図る。

ア 誘殺板設置(誘殺地点から半径2km円内を基本とし、必要に応じて5km円内まで拡大する。設置密度は1~3枚(原則3枚)/ha)。

イ ベイト剤の散布 (誘殺地点から半径 50m 円内)

門司植物防疫所及び県は、防除を実施する地域及び園地等の関係団体及び関係者等に対し、防除の概要及びその必要性などを説明し、防除への協力を得るものとする。ただし、初誘殺確認時点で(2)のアの基準に該当する場合は、門司植物防疫所及び県は植物防疫課と初動防除の強化について協議する。

## (2) 初動防除の強化

門司植物防疫所及び県は、(1)の初動防除を実施後、アの基準に該当した場合、本種群が発生している可能性があると判断し、植物防疫課と協議の上、初動防除の強化対象地域を設定する。また、県は九州農政局と防除計画等を共有し、必要に応じて消費・安全対策交付金の活用について協議する。

## ア 判断基準

- (ア) 寄主果実調査等で幼虫又は蛹が確認された場合
- (イ) 一度に1つのトラップに3頭以上の誘殺が確認された場合
- (ウ) 一度に、調査対象地域内(半径 5 km 円内に他の調査地域が重なる場合は、その調査対象地域を含む)の3地点以上で誘殺が確認された場合
- (エ)調査対象地域内(半径 5 km 円内に他の調査地域が重なる場合は、 その調査対象地域を含む)で4週連続誘殺が確認された場合
- イ 地上防除の強化

地上防除の強化は、以下の(ア)から(カ)の方法により実施する。

(ア)誘殺板設置範囲の拡大(誘殺地点又は寄生果実の発見地点から半 径 5 km 円内。設置密度は 1 ~ 3 枚(原則 3 枚)/ha)。

- (イ) 寄生果実発見地点及び周辺地域の寄主果実除去(半径 1 km 円内)
- (ウ) 寄主果実の地元住民による自主的な除去 (寄生果実発見地点から 半径 2 km 円内) の要請
- (エ)ベイト剤の散布 (トラップ誘殺地点から 50m 円内又は寄生果実の発見地点から 100m 円内)
- (オ) 植物防疫法第29条第1項の規定による県の防除指導の検討
- (カ)寄生果実発見又は誘殺地点周辺の植栽状況等を踏まえた予防的な 寄主果実除去の検討

地上防除の強化を行う(ア)の範囲の周辺に、他の誘殺地点がある場合は、それらの誘殺地点を含む範囲まで設置範囲を拡大して初動防除の強化を行うことを検討する。また、初動防除の強化を行う範囲に人力で誘殺板を設置することができない地域又は人力で誘殺板を設置することが効率的でない地域がある場合は、航空防除の実施を検討する。

なお、門司植物防疫所及び県は、植物防疫課と協議の上、発生確認調査等の結果を踏まえ、初動防除の強化対象地域を見直すことができる。

## ウ 航空防除の実施

植物防疫課は、航空防除の実施について県と協議し、門司植物防疫 所と調整した上で、判断するものとする。また、航空防除は、(ア) から(ウ)の方法により実施する。

- (ア) 航空防除は、人力で誘殺板を設置することができない地域又は人力で誘殺板を設置することが効率的でない地域で実施するものとし、 農林水産省及び県が航空防除の実施対象地域について協議し、該当する市町村に実施可否について確認を行う。
- (イ) 実施が可能な地域については、県が航空会社と飛行ルート等を調整し、航空防除の実施範囲を確定する。
- (ウ) 誘殺板の散布密度は原則3枚/haとする。

## 3 初動対応に関する報告

門司植物防疫所は、現地対策会議、発生確認調査及び初動防除等の概要について、植物防疫課に報告するとともに、他の植物防疫(事務)所国内 検疫担当及び九州農政局と共有する。

## 第8 初動対応の終了

第7の初動対応は、発生確認調査及び初動防除により、現地対策会議が本種群の発生が終息したと判断する場合又は基本指針第6の2に規定する緊急 防除等の対策が開始された場合に終了する。

なお、初動防除の強化対象地域における本種群の発生終息の判断は、現地対策会議の意見を踏まえて植物防疫課が決定する。

## 第9 防除対策

植物防疫課は、第7の3の報告内容を検証し、初動防除の強化後において も複数地点での誘殺や寄生果実の発見等がある場合は、本種群のまん延を防 止するため、植物防疫法第 17 条に基づく緊急防除等の特別な防除が必要と なることを想定し、基本指針第6の1に基づく対策検討会議を開催し、防除 対策を決定する。

## 第 10 公表

発見の公表については、次のとおり行う。

なお、風評被害を防止するため、本種群の発見に関する情報の取り扱いには注意する。

- 1 門司植物防疫所及び県は、原則として本種群の発見に関する情報の概要 を公表する。
- 2 県は、報道発表など本種群の発見に関する情報を公表する場合、公表の時期、方法及び内容について、あらかじめ九州農政局又は門司植物防疫所を通じて植物防疫課と協議する。
- 3 九州農政局又は門司植物防疫所は、県が報道発表など本種群の発見に関する情報を公表する前に、2の協議結果について情報共有する。
- 4 門司植物防疫所及び県は、防除対象地域の住民に対して本種群の防除対応に係る情報提供及び協力依頼が必要と判断される場合は、住民説明会の開催について現地対策会議で協議する。

#### 別記様式

調査票

## 別添資料1

ミカンコミバエ種群寄主果実調査の採果にあたっての実務参考資料 別添資料 2

ミカンコミバエ種群の誘殺・発生が確認された場合の防除参考資料 別添資料 3 誘殺が継続する場合の防除対策の流れについて(最短イメージ)(参考)

# 調査票

作成年月日: 所 属: 作 成 者:

1 発見害虫名	
2 発見年月日	
3 発見場所(注2)	
4 発見者	
5 通報の経緯	
6 発見状況	
(1) 被害植物又はトラップ番号	
(2) 発見頭数	
(3) 幼虫・蛹・成虫の別	
(4) その他参考になること	
7 連絡窓口	
(担当者、電話・FAX 番号、e-mail等)	

- 注1 各項目は可能な範囲で調査し、不明部分は空白とする。
- 注2 発見場所の位置が分かる地図及び座標(緯度及び経度)を添付する。

ミカンコミバエ種群寄主果実調査の採果にあたっての実務参考資料

寄主果実調査の採果方法等については、次のとおりである。

1 調査に使用する器具等

採果袋

大型ビニール袋又は容器 (採果袋を入れ、散逸防止を図るもの)

採果カード(耐水紙が望ましい) (例示:別記様式1)

採果カード用ビニール袋(果汁による汚損防止のため、採果カードは、

ビニール袋に入れて採果袋に入れる。耐水紙の場合は不要。)

寄主果実調査野帳(例示:別記様式2)

地図(採果地点プロット用)

バインダー (A3程度)

筆記用具

高枝切り鋏、剪定鋏

ルーペ、カッターナイフ、小型保管容器、ピンセット、ガムテープ 衛星測位システム(GPS)受信機

- 2 採果に当たっての注意事項
- (1) 採果対象は、植物防疫法施行規則別表二のミカンコミバエ種群の項に掲 げられる寄主植物の熟果を主体とし、その他傷果、落下果、腐敗果及び奇 形果とする。

特に好適な寄主植物とされるかんきつ類、アセロラ、あんず、いちじく、オリーブ、かき、くだものとけいそう、すもも、テリミノイヌホオズキ、とうがらし、とまと、なし、なす、パパイヤ、ばんじろう、びわ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりんごなどの果実や果菜類のうち、春から夏にはびわ及びすもも、夏には落果した中晩柑、いちじく及びなし(無袋栽培)、秋には成熟したバンジロウ、キミノバンジロウ、かき及びうんしゅうみかん(無又は低農薬栽培)を中心に採果することとする。

- (2) 採果地点が極端に偏らないように、できるだけ調査範囲内で無作為に採 果する。
- (3) 採果袋は、採果地点毎かつ植物の種類毎に取り替える。また、採果袋毎に採果カードを記入し、採果袋に入れる(カード記入に際し、水性ボールペ

- ン等の使用はさける。)。
- (4) 採果地点毎に地図にプロットする。その際「地点番号、植物名、採取個数」を記入する。
- (5) 採果結果は、採果カードを基に、寄主果実調査野帳に記録する。

## 3 その他の注意事項

- (1) 庭木及び家庭菜園等で採果する場合は、所有者の許可を得ること。
- (2)果実内のミバエは高温に弱いため、調査中及び保管場所への移動の際、 採取した果実は高温下又は直射日光の当たる所での保管をさける(特に夏 場の自動車内に密閉したままで置かない。)。
- (3) 採果中、採果した果実は、蒸れを防ぐため採果袋で保管するが、散逸防止のため必要がある場合は採果袋をビニール袋等に入れる。
- (4)調査中、果実内にミカンコミバエ種群の疑いのあるミバエ科の幼虫を確認した場合、果実ごと小型保管容器 (蓋にミバエ散逸防止用の網付き)に個別に保管し、羽化後、直ちに同定する。

なお、幼虫・蛹を遺伝子診断法による解析に供する必要がある場合は、 無水エタノール又はアセトン中に保管する。

## 別記様式1 採果カード(例示)

調査地点	市町村名・島名	調査班		地点番号		
<b>過重地</b> 点			班			
採果年月日	ź	Ŧ	月 日			
植物名			採果数	個		
			18 18 14 88	寄生果数 切開果数	汝	
			現場切開	個/	固	
det al. 115 500	野生	• 家庭	· 菜園	庭木		
植生状況	施設 ・ 畑(果樹園含む)					
/## -#v						
備考						

(注) 傷果、腐敗果又は奇形果を採取した場合には、その旨を備考欄に記入すること。

# 別記様式2 寄主果実調査野帳(例示)

# ( 市町村名・島名 ) 寄主果実調査野帳

採果年月日: 年 月 日 切開年月日: 年 月 日

調査 地点 植物名番号	現場切開		保管			調査				
	<b>姑 协 夕</b>	切開	3,	ミバエ科		採果数	ミバエ科		対象	備考
	型 70 位	果数	発見	/	寄生	休未致 (B)	寄生	寄生	果数	)佣 石
H 7		(A)	頭数	/	果数	(6)	果数	頭数	(A+B)	
1-1	タンカン	0		/	0	20			20	
1-2	ポンカン	2		/	0	5			7	
1-3	ナス	0		/	0	3			3	
				/						
				/						
計		2	0	/	0	28	0	0	30	-

3 種類

3 地点 30 果

ミカンコミバエ種群の誘殺・発生が確認された場合の防除参考資料

#### 1 防除対象地域

本文第7の2初動防除の項のとおりとする。

## 2 防除方法

ミカンコミバエ種群に対する防除は、誘殺板を用いた「雄除去法」を主体 として行い、必要に応じてベイト剤散布及びその他の防除方法を組み合わせ て実施する。

なお、防除対象地域の地理的条件、気象条件等を考慮し、現地対策会議において協議した上で、実施時期等については柔軟に対応することができる。

(1)誘殺板を用いた防除方法(雄除去法)

ミカンコミバエ種群雄成虫に対する防除は、誘殺板(4.5×4.5×0.9cmのテックス板にメチルオイゲノールと殺虫剤の混合剤を染み込ませたもの)を用いる。誘殺板は、人力又は航空防除により配置又は散布するが、具体的には次により行う。

ア 初動防除(防除対象地域:半径2km円内)

誘殺板を1ha当たり1~3枚(原則3枚)の密度で、防除対象地域内の樹木の枝等に針金等で吊り下げる。

なお、吊り下げはトラップから 10m 以上の距離を置くこと。

- イ 初動防除の強化(防除対象地域:半径5km円内)
- (ア) 誘殺板を 1 ha 当たり、1~3枚(原則3枚)とし、必要に応じて設置から 30 日経過した後に再設置を行う。
- (イ)山林・原野等における防除は、防除対象地域の範囲及び状況により 人力による設置又はヘリコプター等による投下散布(航空防除)を行 う。
- (ウ) ミカンコミバエ種群の寄主植物の栽培地域等における防除は、現地対策会議で協議の上、現地の状況に応じた誘殺板の密度及び配置方法等を決定する。
- (エ) 防除対象地域内において、防除実施後もトラップへの誘殺又は寄生果実の発見が続く場合は、誘殺板の広域設置等を実施するため、現地対策会議で協議する。
- (2) ベイト剤を用いた防除方法

ミカンコミバエ種群成虫の雄及び雌に対する防除は、ベイト剤を用いる。

- ア ベイト剤は、農薬の登録内容に従い樹木の幹や葉の裏などにスポット 散布する。
- イ トラップへの誘殺が確認された場合は、誘殺地点を中心に、半径 50m の範囲内で散布する。
- ウ 寄生果実が発見された場合は、発見地点を中心に半径 100m の範囲内 に1週間間隔で2回以上散布を行う。
- エ 住宅地における防除は、街路樹及び空き地などの藪、草むらへ散布し、 農地においては、農作物に直接かからないよう周辺の藪、草むらなどに 散布する。
- オ ミツバチの飼育場所では、巣箱及びその周辺にかからないようにする。 カ 降雨前後の使用は、防除効果が低下するため極力避ける。

#### (3) 寄主果実除去

本種群の寄生した果実が発見された場合は、発見地点周辺の寄主植物の 果実除去を行い、除去した果実については廃棄物の処理及び清掃に関する 法律等の関係法令に基づいて適切に処分する。この場合、県を通じて、地 元の市町村等に対し、協力を要請する。

## ア 除去範囲

寄生果実が発見された地点を中心として半径1km円内の寄主果実(落下果、傷果等を含む)を可能な限り除去するとともに、半径2km円内の住民を対象に寄主果実の自主的な除去の協力を要請する。

なお、寄生果実発見又は誘殺地点周辺の植栽状況等を踏まえ、寄主果 実除去の対象範囲の拡大等について、必要に応じて現地対策会議で協議 し、決定する。

## イ 処分方法

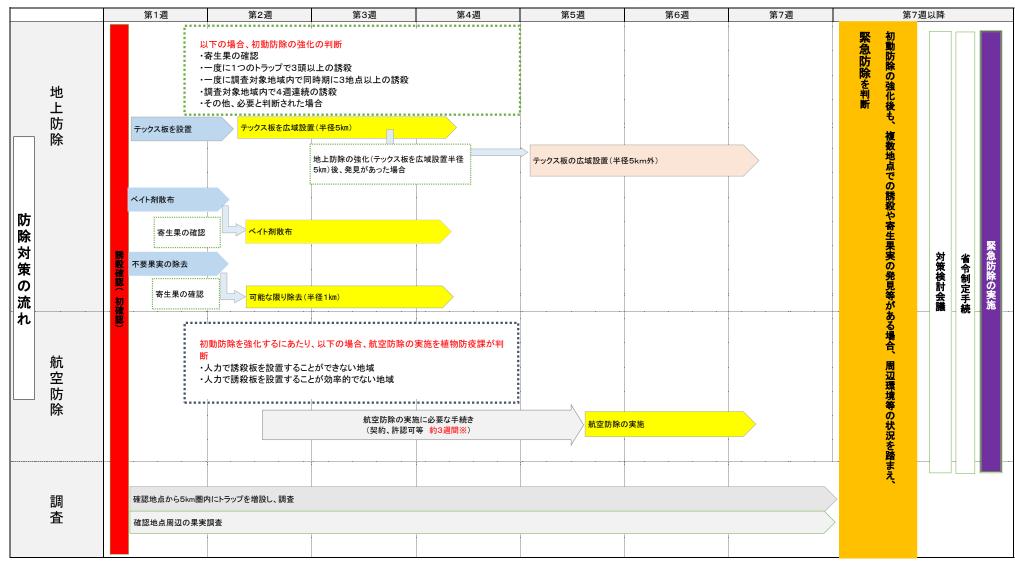
除去した寄主果実は、次のいずれかの方法により処分を行う。

#### (ア)焼却

- (イ) 原則として覆土 1 m 以上の埋没・鎮圧
- (ウ) その他適切な処分方法
- ウ 地元の市町村関係機関が住民に寄主果実の回収を要請する場合は、回収された果実をビニール袋等に入れ完全に密閉し、公共機関による回収・処分が行われる体制をつくることを基本とし、原則として住民独自による処分(埋却又は焼却等)を行わないよう指導する。

#### 別添資料3

# 誘殺が継続する場合の防除対策の流れについて(最短イメージ)(参考)



※実施範囲の策定及びヘリコプターの見積り、交付金の交付手続き等に1週間、ヘリコプター入札に1週間、ヘリコプター機材準備、飛行ルート確認、事前説明会等に1週間で約3週間